

議第 1 号議案

須山陽一朗議員に対する辞職勧告決議案

須山陽一朗桶川市議会議員は、国民健康保険税の負担を免れる目的で、実態の伴わない一般社団法人の役員として社会保険に加入するなど、いわゆる「国保逃れ」と指摘される行為に関与していたことが明らかとなった。

これに対し、所属政党の参政党から離党勧告処分を受け、離党届を提出し、受理された。

わが国は、国民皆保険制度の元、すべての人が被用者保険（職域保険）、国民健康保険（地域保険）、後期高齢者医療制度への公的医療保険に加入し、支え合う仕組みとなっており、国民健康保険制度は、市民が公平に負担し支え合う社会保障制度の根幹をなすものであり、その制度の趣旨を逸脱する行為や疑念を招く行動は、市民の信頼を著しく損なうものである。

さらに、本年 3 月 18 日、厚生労働省は勤務実態がないにもかかわらず、社会保険が適用される法人の役員に就任して保険料を低く抑える脱法的な手法について、違法行為と位置づけ、厳格に判断するよう、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長および日本年金機構理事長あてに通知をしている。

この通知では、法人に使用されている実態がない者については、健康保険等の被保険者資格を有さず、事実と異なる資格取得の届出は健康保険法第 48 条及び厚生年金保険法第 27 条の規定に反することとなる、と明記されている。

市議会議員は、市民全体の奉仕者として高い倫理観と法令遵守が求められる立場にあり、市民生活にとって重要な条例や予算などの審議を行い、社会保険制度の適正な運用を確保する責務を負っている。

しかしながら、本件の発覚により、社会保険制度をめぐる不適切な行為は、市民の市政に対する信頼を著しく失墜させるものであり、その責任は極めて重大である。

よって桶川市議会は、須山陽一朗議員に対し、今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、市民の信頼回復のため、自らその責任を明らかにし、速やかに桶川市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年6月 日

桶川市議会

令和8年6月17日提出

提出者	桶川市議会議員	糸井政樹
同	同	北村あやこ
同	同	仲又清美
同	同	にいつま 亮
賛成者	同	浦田 充
同	同	佐藤 洋
同	同	砂川 和也
同	同	細谷 文人
同	同	渡邊 広美
同	同	渡辺 まや
同	同	渡邊 光子